

6. 贈与税の仕組み

新FP講座

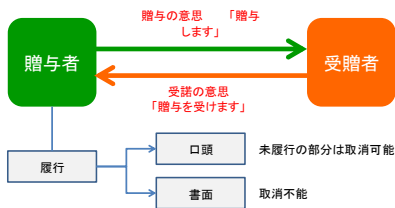
TFICS

1. 相続税と贈与税の違い

	相続税	贈与税
原因	人の死亡による財産の取得(相続・遺贈・死因贈与)	贈与契約による財産の取得(死因贈与以外の贈与)
財産取得者	原則として法定相続人	自由
課税対象	相続により取得した財産	贈与により取得した財産
非課税枠	「3000万円+法定相続人の数×600万円」*	110万円/年
税率	贈与税に比べ低い	相続税に比べ高い
申告する人	相続人	贈与を受けた人
申告書の提出先	死亡した人の住所の所轄税務署	贈与を受けた人の住所の所轄税務署
申告期限	死亡の日の翌日から10か月以内	贈与があった年の翌年2月1日から3月15日まで
延納	最高20年	最高5年
物納	有	無

*平成27年より「3000万円+法定相続人の数×600万円」

2. 贈与の種類と仕組み



定期贈与	定期的給付を目的とする贈与
負担付贈与	贈与を受けた者に一定の給付をなすべき義務を負わせる贈与
死因贈与	贈与する者が死亡して効力が発生する贈与(相続税課税)
通常の贈与	上記以外の贈与(契約後速やかな財産の引渡し)

3. 贈与税の納税義務者

納税義務者の区分	贈与税がかかる財産の範囲
日本国内に住所がある場合(※1) (居住無制限納税義務者)	贈与により取得した全世界すべての財産
外国に住所がある場合	
a. 日本国籍で一定の場合(※2) (非居住無制限納税義務者)	贈与により取得した日本国内にある財産
b. 上記a.以外の場合 (制限納税義務者)	

(※1)「住所がある場合」とはその人の生活の本拠地をいう。
(※2)「受贈者と贈与者」の両者がともに、贈与前5年を超えて外国に居住の場合は、国外財産の贈与については贈与税がかからない。

4. みなし贈与財産

みなし贈与の種類	取得したとみなされる財産等
信託に関する権利	適正な対価を負担せずに信託の受益者等となった場合等の信託に関する権利等
生命保険金	満期等により取得した生命保険金等*
定期金	給付事由の発生により取得した定期金の受給権
低額譲受け	低額譲受けにより受けた利益
債務免除等	債務の免除、引受け等により受けた利益
その他利益享受	その他の事由により受けた経済的な利益

*保険料負担者以外の人が受取人の場合(死亡保険金の場合、「保険料負担者≠保険金受取人」かつ「保険料負担者≠被保険者」)

5. 贈与税の非課税財産

非課税財産の種類	非課税の範囲
法人からの贈与により個人が取得した財産	限度なし(※贈与税は非課税であるが所得税及び住民税が課税)
扶養義務者から生活費や教育費として贈与を受けた財産	通常必要と認められるもの(※生活費などとして必要な額度、直接充当する場合は非課税)
公職選挙の候補者が贈与により取得した財産	公職選挙法の規定により報告されたもの
特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権	600万円までの部分
社交上必要と認められる香典・祝物・見舞金等	社会通念上相当と認められるもの
相続開始年に被相続人から贈与を受けた財産	限度なし(※相続または遺贈により財産を受けた場合は相続税が課税)

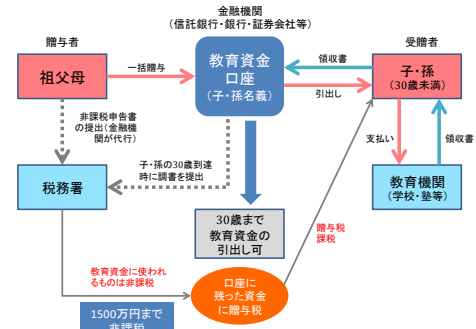
6. 住宅取得等資金贈与の非課税

住宅取得等資金贈与の非課税	
非課税枠	1000万円(省エネ等住宅以外) 1500万円(省エネ等住宅)
贈与者	直系尊属(父母・祖父母) 年齢制限なし
受贈者	贈与を受ける年の1月1日に20歳以上の子(代襲相続人を含む)
所得制限	贈与を受けた年の合計所得金額が2000万円以下
要件	贈与を受けた年の翌年3月15日までに ① 新築、取得または増改築する ② 上記①の家屋に居住する
申告	贈与を受けた年の翌年3月15日までに申告
適用期限	上記非課税枠は平成27年12月31日まで。平成28年以降、非課税枠が拡充。 (制度の適用期限は平成31年6月30日)

Copyright©2014tfcis All rights reserved.

7

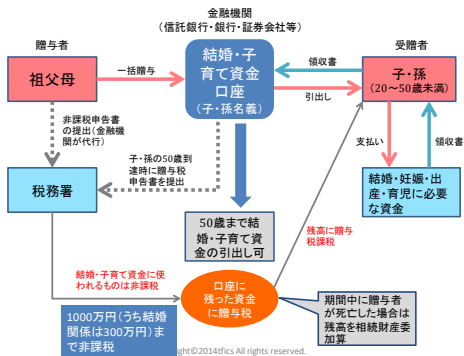
7. 教育資金一括贈与の非課税



Copyright©2014tfcis All rights reserved.

8

8. 結婚・子育て資金一括贈与の非課税



Copyright©2014tfcis All rights reserved.

9